

生駒市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月12日

生駒市公平委員会委員長 吉田 豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中芸術会館の項及び公民館の項を削り、図書館の項を次のように改める。

図書館	館長 副館長 分館長
-----	------------

別表第2中南コミュニティセンターの項及び北コミュニティセンターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第2の規定は、平成24年7月1日から適用する。